

羽曳野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業実施要綱

制 定 平成 12 年 5 月 31 日

最近改正 平成 27 年 12 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人又は本市以外の地方公共団体(以下「社会福祉法人等」という。)が行う生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置(以下「軽減」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスをいう。
- (2) 利用者負担額 介護保険サービスの利用に係る費用をいう。
- (3) 要介護被保険者等 法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (4) 市民税非課税世帯 介護保険サービスを受けた年度(介護保険サービスを受けた月が 4 月、5 月及び 6 月の場合にあつてはその前年度)における市民税が世帯主及び当該世帯に属するすべての世帯員について課されていない世帯又は免除されている世帯をいう。
- (5) 生計困難者 次に掲げる要件を満たす市民税非課税世帯に属する者をいう。
 - ア 年間の収入の額が 1 人世帯にあつては 150 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごと 150 万円に 50 万円を加算した額以下であること。
 - イ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ウ 預貯金等の額が 1 人世帯にあつては 350 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 350 万円に 100 万円を加算した額以下であること。
 - エ 申請者の属する世帯のすべての世帯員が、申請者の居住用以外に処分の可能な

土地又は家屋を所有していないこと。

- (6) 生活保護受給者 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている被保険者及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって保護を受けている外国人被保険者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項並びに附則第4条第1項の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。

(軽減対象者)

第3条 軽減を受けることができる者(以下「軽減対象者」という。)は、本市が行う介護保険の要介護被保険者等であって、生計困難者又は生活保護受給者であるもののうち、本市の介護保険料を滞納していないものとする。

(軽減対象サービス及び利用者負担額)

第4条 軽減の対象となる社会福祉法人等が行う介護保険サービス(以下「軽減対象サービス」という。)及び利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活困難者 軽減対象サービスは別表の左欄に掲げるものとし、利用者負担額は、同表の右欄に定めるものとする。
- (2) 生活保護受給者 軽減対象サービスは次に掲げるものとし、利用者負担額は、当該軽減対象サービスを受給するのに要する費用のうち個室の居住費とする。

ア 短期入所生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ウ 介護福祉施設サービス

エ 介護予防短期入所生活介護

(軽減額)

第5条 軽減をする額は、生活困難者にあつては利用者負担額の4分の1(老齢福祉年

金受給者にあつては2分の1)に相当する額、生活保護受給者にあつては全額とする。

(他制度との調整)

第6条 第3条の規定にかかわらず、次に掲げる特別対策等の対象となる介護保険サービスについては、当該特別対策等が優先する。

(1) 介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年11月16日老老発第31号。

次号において「記載要領」という。)別表2に掲げる制度のうち給付率が100パーセントである制度

(2) 記載要領別表2の12の項に規定する特別対策(低所得者対策等)

2 高額介護サービス費と高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)及び高額医療合算介護サービス費と高額医療合算予防介護サービス費(以下「高額医療合算介護サービス費等」という。)との適用関係については、軽減を行った後の負担額により高額介護サービス費等及び高額医療合算介護サービス費等の支給を行うものとする。

3 前項の規定は、高額介護サービス費等の受領委任払の制度を採っている場合に準用する。

4 法第40条第12号に規定する特定入所者介護サービス費(以下「特定入所者介護サービス費」という。)と法第52条第10号に規定する特定入所者介護予防サービス費(以下「特定入所者介護予防サービス費」という。)との適用関係については、当該サービス費等の支給後の利用者負担額に対して軽減をするものとする。

(軽減の申請)

第7条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、軽減対象サービスを受けようとする日の1週間前までに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号)及び介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減事業確認調書(様式第2号)その他必要書類(以下「申請書等」という。)を添えて市長に提出することにより申請をしなければならない。

2 前項における期限までに申請をすることができなかったことにつきやむを得ないと認められる事情があり、かつ、申請者が当該軽減対象サービスを受けた社会福祉法人等が軽減を承認する場合は、当該軽減対象サービスを利用した後速やかに申請書等を市長に提出しなければならない。

(承認等)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減承認(不承認)通知書(様式第 3 号)により、当該結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、承認の決定をしたときは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第 4 号。生活保護受給者については様式第 5 号。以下「確認証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第 9 条 確認証の有効期限は、申請書等の提出のあった日の属する年度の翌年度の 7 月 31 日とする。ただし、4 月 1 日から 7 月 31 日までに当該提出があったときは、その年度の 7 月 31 日までとする。

(確認証の提示)

第 10 条 確認証の交付を受けた者(以下「軽減認定者」という。)は、軽減対象サービスの利用にあたり、あらかじめ当該サービスを受けようとする社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。ただし、申請の途中で提示をすることができない場合又は第 7 条第 2 項に該当する場合は、申請の途中で旨又は速やかに申請をする旨を当該社会福祉法人等に申し出るとともに、確認証が交付された後速やかに提示しなければならない。

(利用者負担金の支払い)

第 11 条 軽減認定者は、社会福祉法人等に対し、確認証に記載された軽減後の負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第 12 条 市長は、軽減認定者が偽りその他不正の行為によって軽減を受けたことが判明したときは、軽減を行った社会福祉法人等と協議の上、軽減の額の全部又は一部を軽減を受けた者から当該社会福祉法人等に返還するように求めるものとする。

(社会福祉法人等に対する補助)

第 13 条 市長は、社会福祉法人等がこの要綱に基づき軽減認定者に対し軽減を行った場合、当該社会福祉法人等に対し当該軽減をした費用を対象に予算の範囲内で定める額を補助することができる。

(関係資料等の整備等)

第 14 条 市長は、軽減を行う社会福祉法人等及びその者が実施する軽減対象サービス

について、大阪府等から送付される資料等を本市に備え置くとともに、利用者又は居宅介護支援事業者等に適宜情報の提供を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、軽減の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平 18.4.1)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により作成された書面は、当分の間、所要の調整をした上で、改正後の羽曳野市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定により作成した書面として使用することができる。

3 旧要綱の規定の様式により作成された書面でなおその効力を有するものは、新要綱の規定の様式により作成された書面とみなす。

4 平成 18 年 7 月 1 日現在において利用者負担段階第 4 段階に該当する者のうち、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)における個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 6 条第 2 項又は第 4 項の規定が適用される者をいう。)又はその者と同一の世帯に属する者であって次に掲げる要件を満たす要介護被保険者等であるものについては、同日から平成 20 年 6 月 30 日までの間、軽減対象者とみなす。

(1) 年間の収入の額が 1 人世帯にあつては 190 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 190 万円に 50 万円を加算した額以下であること。

(2) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(3) 預貯金等の額が 1 人世帯にあつては 350 万円、複数人世帯にあつては世帯員が 1 人増すごとに 350 万円に 100 万円を加算した額以下であること。

(4) 居住用以外に処分の可能な土地又は家屋を所有していないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

- 5 前項の規定により軽減対象者とみなされた者に係る軽減の額は、第4条の規定にかかわらず、利用者負担額の8分の1に相当する額とする。ただし、利用者負担額のうち、食費、居住費(宿泊費を含む。)及び滞在費に係る費用がそれぞれの基準費用額を超える場合は、当該費用については当該基準費用額を限度として軽減を実施するものとする。

(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの軽減額の特例)

- 6 第5条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における軽減対象サービス(食事の提供、滞在(居住)及び宿泊の提供に係るものを除く。)に係る軽減額は、利用者負担額の28パーセント(高齢福祉年金受給者にあつては53パーセント)に相当する額とする。

附 則(平18.6.30)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平21.3.31)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平23.4.1)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24.3.30)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、改正後の別表(第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業を加える部分に限る。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条第5号の改正規定は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に有効期限が平成27年6月30日となっている第8条第2項の規定により交付されている確認証については、有効期限を平成27年7月31日とする。

附 則(. .)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

軽減対象サービス	利用者負担額
訪問介護	訪問介護に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る法第40条第1号に規定する居宅介護サービス費(以下「居宅介護サービス費」という。)の額又は同条第2号に規定する特例居宅介護サービス費(以下「特定居宅介護サービス費」という。)の額を控除した額
通所介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 通所介護に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る居宅介護サービス費の額又は特例居宅介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額
短期入所生活介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 短期入所生活介護に要する費用(食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る居宅介護サービス費の額又は特例居宅支援サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は同条第13号に規定する特例特定入所者介護サービス費(以下「特例特定入所者介護サービス費」という。)の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。 (3) 滞在に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。
定期巡回・随時対応型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要する費用(食事の提

訪問介護看護	供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る法第 40 条第 3 号に規定する地域密着型介護サービス費(以下「地域密着型介護サービス費」という。)の額又は同条第 4 号に規定する特例地域密着型介護サービス費(以下「特例地域密着型介護サービス費」という。)の額を控除した額
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費の額又は特例地域密着型介護サービス費の額を控除した額
認知症対応型通所介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 認知症対応型通所介護(食事の提供に要する費用を除く。)に要する費用の額から、当該サービスに係る地域密着型サービス費の額又は特例地域密着型介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額
小規模多機能型居宅介護	(1) 小規模多機能型居宅介護に要する費用(食事の提供に要する費用及び宿泊の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費の額又は特例地域密着型介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額 (3) 宿泊の提供に要する費用の額
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する費用(食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る地域密着型サービス費の額又は特例地域密着型介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は特例特定入所者介護サービス費の額を

	控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。 (3) 居住に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。
看護小規模多機能型居宅介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 看護小規模多機能型居宅介護に要する費用(食事の提供に要する費用及び宿泊の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費の額又は特例地域密着型介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額 (3) 宿泊の提供に要する費用の額
介護福祉施設サービス	次に掲げる額を合算した額 (1) 介護福祉施設サービスに要する費用(食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る法第 40 条第 9 号に規定する施設介護サービス費の額又は同条第 10 号に規定する特例施設介護サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。 (3) 居住に要する費用の額から、特定入所者介護サービス費の額又は特例特定入所者介護サービス費の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限る。
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る法第 52 条第 1 号に規

	定する介護予防サービス費（以下「介護予防サービス費」という。）の額又は同条第 2 号に規定する特例介護予防サービス費（以下「特例介護予防サービス費」という。）の額を控除した額
介護予防通所介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 介護予防通所介護に要する費用（食事の提供に要する費用を除く。）の額から、当該サービスに係る介護予防サービス費の額又は特例介護予防サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額
介護予防短期入所生活介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 介護予防短期入所生活介護に要する費用（食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用を除く。）の額から、当該サービスに係る介護予防サービス費の額又は特例介護予防サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用の額から、特定入所者介護予防サービス費の額又は同条第 11 号に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特例特定入所者介護予防サービス費」という。）の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。 (3) 滞在に要する費用の額から、特定入所者介護予防サービス費の額又は特例特定入所者介護予防サービス費の額を控除した額。ただし、介護保険制度における特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。
介護予防認知症対応型通所介護	次に掲げる額を合算した額 (1) 介護予防認知症対応型通所介護費用（食事の提供に要する費用を除く。）の額から、当該サービスに係る法第 52 条第 3 号に規定する地域密着型介護予防サービス費の額

	又は同条第 4 号に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用
介護予防小規模多機能型居宅介護	(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護に要する費用(食事の提供に要する費用及び宿泊の提供に要する費用を除く。)の額から、当該サービスに係る介護予防サービス費の額又は特例介護予防サービス費の額を控除した額 (2) 食事の提供に要する費用 (3) 宿泊の提供に要する費用
法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(以下「第 1 号訪問事業」という。)のうち介護予防訪問介護に相当する事業	第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、地域支援事業費の額を控除した額。ただし、自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。
法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(以下「第 1 号通所事業」という。)のうち介護予防通所介護に相当する事業	次に掲げる額を合算した額 (1) 第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業に要する費用(食事の提供に要する費用を除く。)の額から、地域支援事業費の額を控除した額。ただし、自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。 (2) 食事の提供に要する費用の額